

## 令和5年第1回南城市教育委員会議定例会会議録

日時：2023/01/27 14:59～18:09

場所：

出席者：具志堅兼栄教育長、糸数洋委員、知念夏奈子委員、儀間朝昭委員、宮城教育部長、與儀教育部参事、知念教育総務課長、知念生涯学習課長、嶺井教育指導課長、親川教育施設課長、山里文化課長、根路銘指導主事、國仲指導主事、子育て支援課大城係長、記録者（中村）

### 議事日程

- (1) 教育長報告 教育部長及び各課の業務報告
- (2) 議案第1号 南城市立学校給食センター管理運営規則の一部を改正する規則
- (3) 議案第2号 南城市教育委員会事務局処務規程の一部を改正する規程
- (4) 議案第3号 南城市教育委員会職員の服務に関する規程
- (5) 議案第4号 南城市立幼保連携型認定こども園の教育課程に関する教育委員会の意見の申出について
- (6) 議案第5号 南城市立幼稚園管理運営規則の一部を改正する規則
- (7) 議案第6号 南城市立幼稚園預かり保育実施要綱の一部を改正する要綱
- (8) 議案第7号 南城市立小学校及び中学校の指定通学区域に関する規則の一部を改正する規則
- (9) 議案第8号 南城市学校通訳ボランティア派遣実施規程の一部を改正する規程
- (10) 議案第9号 南城市スポーツ推進審議委員の委嘱について

その他

### ○教育長

それではただいまから令和5年第1回南城市教育委員会議定例会を開会致します。

本日は宮城委員が欠席しておりますが、定数を満たしておりますので、会議は成立しております。

本日の会議録の署名委員は「儀間委員」を指名します。

本日の日程は、お手元に配付してあります日程表のとおり進めたいと思いますが、先日令和5年度一般会計予算の内示がありましたので、議案第10号令和5年度一般会計予算（教育費分）に関する意見の申出についてを追加議案として本日追加をいたしております。

また本日議案第4号「南城市立幼保連携型認定こども園の教育課程に関する教育委員会の意見の申出」について、説明等を要する為に子育て支援課の職員を出席させていただきます。

それではお手元にあります日程表にて進めてまいります。

それでは始めに、教育長業務報告及び各課業務報告を行います

業務報告の内容については事前に配布した内容のとおりとなっております。

ご質問はございませんか。

### ○知念委員

1月11日の部活動の在り方検討委員会及び1月12日の子ども・子育て会議の内容ともう一点、二十歳のハートフルセレモニーの今後の方向性などについてお聞かせいただきたい。

### ○教育指導課長

まず部活動の在り方検討委員会については、各学校長、教頭や体育協会や地域のスポーツ団体の方々を集め部活動のあり方について議論しております。また、子ども・子育て会議については、福祉部の開催で有識者や保護者の方々も出席し、教育委員会からは教育指導課が事務局として出席しております。

○生涯学習課長

法改正で成人年齢が18歳に引き下げられましたが、市としましては今年度20歳を対象として式典を開催しました。今後の式典については、周辺自治体の動向を鑑みながら判断したいと考えています。

○具志堅教育長

他にございますか。

○糸数委員

1月29日の南城市教育の日について、開催方法や内容等を説明いただきたい。

○教育指導課長

例年は、全体で研修会や講演会等を開催していましたが今年度は、各学校単位での取り組みを行っておりまして、発表会や授業参観等の学校行事の開催を教育の日に合わせて実施しております。

○糸数委員

あと一点、1月23日のジェフユナイテッド市原・千葉のキャンプについてですが、市民の見学などは、自由にできるのでしょうか。

○生涯学習課長

キャンプの1日の日程については、9時から16時頃までになっておりまして、基本公開練習となっておりますが、フォーメーションの練習等一部非公開の場合もあります。

○具志堅教育長

他にございますか。

他にないようですので教育長業務報告及び各課業務報告については、これで終わります。

つづいて、お手元に配布しております、令和4年度市内小中学校問題行動及び不登校状況調査について説明をお願いします。

○國仲指導主事より令和4年度市内小中学校問題行動及び不登校状況調査について説明

○具志堅教育長

ただ今の説明について、ご質問ございますか。

○糸数委員

玉城小学校のいじめの認知率が極端に多い要因を伺いたい。

○國仲指導主事

玉城小学校については、特に1学期において多かったように思われますが、他校と比較して差があるわけではないですし、要因については特定できておりません。

○具志堅教育長

この件に関しては、私の方からも申し上げたいと思います。

本日、島尻教育事務所において島尻地区の教育長会議がございました。その中で、いじめについては、受けた側が訴えた場合は積極的にカウントしなくてはならないとのことでした。

それからすると、本来いじめの発生率が低いということが問題ではないかとの島尻教育事務所の見解でした。

おそらく認知度の把握方法について各校で差があると思われるので校長連絡会等において、今一度方法を統一したいと考えております。

他にございますか。

○儀間委員

学校において、暴力についてどのような指導を行っておりますか。

○國仲指導主事

児童理解、生徒理解の研修を実施し、共通理解を深めながら対応をしております。

○具志堅教育長

他にございますか。

○糸数委員

不登校について、全国的に増加傾向にあって沖縄は特に増加していると思うが要因としては、どのようなことが考えられますか。

○國仲指導主事

コロナの要因もあると思われませんが、教師や友人との関係性、またコロナ休業中の課題が提出できずに登校を拒んでしまうなどさまざまな要因があると考えられます。

○具志堅教育長

他にございますか。

○知念委員

いじめが解消された場合の基準と各学校での解消の率に差がありますが、学校現場での防止策や対処法などの取組みについてお伺いしたい。

○國仲指導主事

いじめの解消の定義は、本人が心身共にいじめの苦痛から解放された状態となりますが、少なくともその後3か月は経過を注視することとしています。

また、対処法についてですが、本人からしっかり話を聞く、3か月間はしっかりと経過を見守るなどになりますが、なかなか解消されない案件もありまして現場も苦慮している状況です。

○具志堅教育長

他にございますか。

他にないようですので、これで質問を閉じさせていただきます。

これより議事に入ります。

議案第1号南城市立学校給食センター管理運営規則の一部を改正する規則についてを上程致します。

事務局の説明を求めます。

○教育総務課長より議案第1号南城市立学校給食センター管理運営規則の一部を改正する規則について説明

○具志堅教育長

これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

○儀間委員

こども園へ移行すると、給食センターからの給食の供給はなくなるとの理解でよろしいですか。

○教育総務課長

給食センターからの供給は今年度で終了となります。

○儀間委員

こども園の給食はどうなるのですか。

○教育総務課長

公立の大里こども園については、民間事業者からのケータリングで給食の供給を行います。

○教育指導課長

公私連携こども園についてもケータリング形式で給食を提供することとなります。

○具志堅教育長

他にございませんか。

他に質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

議案第1号南城市立学校給食センター管理運営規則の一部を改正する規則を採決します。  
お諮りします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第1号南城市立学校給食センター管理運営規則の一部を改正する規則は、  
原案のとおり可決されました。

つづきまして議案第2号南城市教育委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令についてを  
上程致します。

事務局の説明を求めます。

○教育総務課長より議案第2号南城市教育委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令につい  
て説明

○具志堅教育長

これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

○儀間委員

提案理由に別に定め、円滑な運用を行うための改正とありますが、この規程とは別に服務規  
程を定めるということですか。

○教育総務課長

次に提案する議案第3号において、服務規程について提案します。

休憩  
再開

○教育長

質疑はございませんか。  
他に質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

議案第2号南城市教育委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令を採決します。  
お諮りします。  
本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第2号南城市教育委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令は、原案のとおり可決されました。

つづきまして議案第3号南城市教育委員会職員の服務に関する規程についてを上程致します。

事務局の説明を求めます。

○教育総務課長より議案第3号南城市教育委員会職員の服務に関する規程について説明

○具志堅教育長

これから質疑を行います。  
質疑はございませんか。

質疑に入る前に資料の訂正をお願いします。  
附則第2項に規則の施行と表記されておりますが、規程の誤りですので訂正くださるようお願いいたします。

それでは、改めて質疑はございませんか。

○糸数委員

新たに教育委員会職員の服務規程を制定するのですか。

○教育総務課長

今回は、これまで教育委員会の事務局処務規程で服務に関する規定を定めておりましたが、実情は南城市職員服務規程に準じていますので、事務局処務規程から、服務に関する規定を削って、教育委員会職員の服務に関する規程を新たに制定し、その規程の中で南城市職員服務規程を準用すると定めています。

休憩  
再開

○具志堅教育長

他に質疑はございませんか。  
他に質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

議案第3号南城市教育委員会職員の服務に関する規程を採決します。  
お諮りします。  
本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第3号「南城市教育委員会職員の服務に関する規程」は、原案のとおり可決されました。

続きまして議案第4号南城市立幼保連携型認定こども園の教育課程に関する教育委員会の意見の申出についてを上程致します。

事務局の説明を求めます。

○教育指導課長より議案第4号南城市立幼保連携型認定こども園の教育課程に関する教育委員会の意見の申出について説明

併せて幼保連携型認定こども園の教育課程について、子育て支援課大城係長より要点説明

○具志堅教育長

これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

○儀間委員

15ページの保育・教育方針の中で記載のある「遊びこむ」経験とはどのようなことでしょうか。

○子育て支援課大城係長

遊びをとおして子どもたち一人ひとりがさまざまな経験を経て小学校以降の教育における学びの基礎を培っていく取組みとなっています。

○具志堅教育長

他にございますか。

○糸数委員

全体的に丁寧でよくまとめられていると思いますが、14ページの保育・教育目標とめざすこども像の内容がまったく同じになっていますが、もう少し、表現を考えた方がよいかと感じました。

また、15ページ学年の目標がありますが、教育目標の具現化に向けたものにならないといけないと考えますが、教育目標では自立、協働、創造の3つが掲げられています。しかし、学年目標では、年少、年中、年長とそれぞれ目標が異なっているので、教育目標との整合性をとった方がよいのではないかと感じました。

○子育て支援課大城係長

貴重なご意見として、受け止めさせていただきます。

休憩

再開

○具志堅教育長

質疑はございませんか。

○知念委員

大里こども園以外の3つの公私連携こども園においてもこのような教育課程が策定されているのでしょうか。また大里こども園と他の3園との関りはどのようなようになるのでしょうか。

○子育て支援課大城係長

公立のこども園と公私連携こども園、それと久高幼稚園で連携して、教課程に掲げた3つの教育・保育目標を基に質の向上を目指しております。

○教育指導課長

公私連携型こども園は、各地区の幼児教育の拠点となる施設として位置づけています。

なお、公立のこども園は1か所となりますので、他のこども園を引っ張っていく施設としての役割を担うこととなります。

○宮城教育部長

今年度より、幼児教育センターを設置し、幼児教育アドバイザーを配置しておりまして今後は、公立、民間関係なく市全体の幼児教育のさらなる充実に努めていきたいと考えています。

休憩

再開

○具志堅教育長

他に質疑はございませんか。

他に質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

議案第4号「南城市立幼保連携型認定こども園の教育課程に関する教育委員会の意見の申出について」を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第4号南城市立幼保連携型認定こども園の教育課程に関する教育委員会の意見の申出については、原案のとおり可決されました。

休憩

再開

議案第5号南城市立幼稚園管理運営規則の一部を改正する規則についてを上程致します。

事務局の説明を求めます。

○教育指導課長より議案第5号南城市立幼稚園管理運営規則の一部を改正する規則について説

明

○具志堅教育長

これから質疑を行います。  
質疑はございませんか。

○知念委員

月曜日から木曜日までが、午後6時30分から午後6時へ金曜日が午後4時30分までとなっているが、その理由をお伺いしたい。

○教育指導課長

佐敷幼稚園、大里北幼稚園、大里南幼稚園のこども園移行に伴い、4月以降残る久高幼稚園の運営にあわせて改正しております。

久高幼稚園につきましては、人材確保の観点から船の便を考慮してこのような時間形態となっております。

休憩

再開

○具志堅教育長

第17条第1項第3号については、削るということですので訂正した上で、他に質疑はございませんか。

○糸数委員

久高幼稚園は土曜日の預かり保育は実施していないのですか。

○教育指導課長

実施しておりません。

○具志堅教育長

他にございませんか。

○知念委員

金曜日だけ時間が短い理由を教えてください。

○教育指導課長

久高幼稚園は、1名の教育委員会職員の教諭が配置されていますが、金曜日は本島の自宅へ帰省するため、保護者の理解を得て午後4時30分までの運営とさせていただいているため、実情に則した改正となっております。

○知念委員

職員のライフスタイルにあわせて保育時間を改正するということですか。

○教育指導課長

職員のライフスタイルへあわせるということではなく、島の実情を鑑みて、保護者の方々の理解を得て保育時間を短縮しているという状況です。

休憩

再開



○具志堅教育長

他に質疑はございませんか。

他に質疑がないようですのでこれで質疑を終わります。

議案第5号南城市立幼稚園管理運営規則の一部を改正する規則を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第5号南城市立幼稚園管理運営規則の一部を改正する規則は、原案のとおり可決されました。

つづいて、議案第6号南城市立幼稚園預かり保育実施要綱の一部を改正する告示についてを上程致します。

事務局の説明を求めます。

○教育総務課長より議案第6号南城市立幼稚園預かり保育実施要綱の一部を改正する告示について説明

○具志堅教育長

これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

○糸数委員

先ほどの議案第5号では土曜日の預かり保育の時間が明記されておりますが、本要綱においては、土曜日の預かり保育は当分の間実施しないと表現になっておりますが。

そうすると規則と要綱との整合性が取れていないように思いますが、いかがでしょうか。

休憩

再開

○教育指導課長

管理運営規則は実施する場合の時間を定めておまして、実施要綱の方で当面の間は実施しないとそれぞれ定めております。

○知念委員

第3条第2項にある土曜日の預かり保育は、当分の間実施しないとありますが、それはニーズが出てくるまで再開しないという理解でよろしいですか。

○教育指導課長

そのとおりです。

○具志堅教育長

他にございますか。

他に質疑がないようですので、質疑を終わります。

議案第6号南城市立幼稚園預かり保育実施要綱の一部を改正する告示についてを採決します。  
お諮りします。  
本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第6号「南城市立幼稚園預かり保育実施要綱の一部を改正する告示」は、  
原案のとおり可決されました。

議案第7号南城市立小学校及び中学校の指定通学区域に関する規則の一部を改正する規則に  
ついてを上程致します。  
事務局の説明を求めます。

○教育指導課長より議案第7号南城市立小学校及び中学校の指定通学区域に関する規則の一部  
を改正する規則について説明

○具志堅教育長  
これから質疑を行います。  
質疑はございませんか。

質疑がないようですのでこれで質疑を終わります。。

議案第7号南城市立小学校及び中学校の指定通学区域に関する規則の一部を改正する規則に  
ついてを採決します。  
お諮りします。  
本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第7号南城市立小学校及び中学校の指定通学区域に関する規則の一部を改  
正する規則は、原案のとおり可決されました。

つづききまして議案第8号南城市学校通訳ボランティア派遣実施規程の一部を改正する訓令  
についてを上程致します。  
事務局の説明を求めます。

○教育指導課長より議案第8号南城市学校通訳ボランティア派遣実施規程の一部を改正する訓  
令について説明

○具志堅教育長  
これから質疑を行います。  
質疑はございませんか。

○糸数委員  
認定こども園への派遣もありますか。

○教育指導課長はい。  
この規程による派遣はございません。  
ニーズがあれば福祉部の方で検討していくと思います。

○具志堅教育長  
他にございますか。  
他に質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

議案第8号南城市学校通訳ボランティア派遣実施規程の一部を改正する訓令についてを採決  
します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第8号南城市学校通訳ボランティア派遣実施規程の一部を改正する訓令は、  
原案のとおり可決されました。

議案第9号南城市スポーツ推進審議会委員の委嘱についてを上程致します。  
事務局の説明を求めます。

○生涯学習課長より議案第9号南城市スポーツ推進審議会委員の委嘱について説明

○具志堅教育長  
質疑に入る前に事務局に確認です。  
今回、ここにあげられている委員12名全員に委嘱するということですか。

○生涯学習課長  
今回は全委員に委嘱します。

○具志堅教育長  
承知しました。  
これから質疑を行います。  
質疑はございませんか。

○知念委員  
委員の人数は12名と定められているのか、それとも12名以上選任できるのであれば、多  
様な人材を選任することができるのかをお伺いしたいのが一つです。

また、部長などが退職された場合は、後任が引き継ぐのか、そのままの方が委員として残  
るのかをお伺いしたいです。

○生涯学習課長  
条例で委員は12名以内となっております。人選については相応しい人材を選任しておりま  
すが、もっと多様な人材の選任についても検討します。

部長等が異動や退職した場合は、残任期間の委員は後任の方が努めることとなります。

○具志堅教育長  
他に質疑はございませんか。

○儀間委員  
南城市文化・スポーツパートナーズとは、民間の事業者ですか。

○生涯学習課長  
市内体育施設の指定管理を受託している民間の事業者です。

○具志堅教育長  
他にございますか。

○糸数委員  
委員は1期のみですか。

○生涯学習課長  
基本は1期となっております。

○具志堅教育長  
他にございますか。  
他に質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

議案第9号南城市スポーツ推進審議会委員の委嘱についてを採決します。  
お諮りします。  
本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第9号南城市スポーツ推進審議会委員の委嘱については、原案のとおり可決されました。

議案第10号令和5年度一般会計予算(教育費分)に関する意見の決定についてを上程致します。  
事務局の説明を求めます。

○教育総務課長より議案第10号令和5年度一般会計予算(教育費分)に関する意見の決定についての提案理由の説明  
以降、各課長より予算内示について説明

○具志堅教育長  
これから質疑を行います。

○知念委員  
スクリーニングコーディネーター、幼児教育コーディネーター関係予算が減額査定になっておりますが、何名要求してどれだけ予算がついているのかを教えてください。

○教育指導課長  
まずスクリーニングコーディネーターにつきましては、1名要求に対してゼロ額査定となっておりますので、復活要求をしたいと考えております。

また、幼児教育コーディネーターにつきましては、勤務形態を週1日分と1日の勤務時間を1時間分の予算を今年度より増額要望しておりますが、その分が減額査定となっております。

○教育長

このスクリーニング普及支援事業というのは、補助率が10分の10の事業となっております。補助率が10分の10なのになぜ査定で減額されたのか納得いかない部分もありますので、どうしても必要な事業ということで復活要求してまいります。

他にございますか。

○儀間委員

オンラインマンツーマン英会話委託事業の事業内容について教えていただきたい。

○教育指導課長

中学1年生から3年生までを対象に英語の授業で、タブレットを活用して外国の方と英語で対話をするという内容となっております。

今年度から実施しておりますが、今年度は経済産業省の補助事業で実施していますが、令和5年度からは、市の事業費負担もあるということでゼロ額査定となっております。

しかし、今年度実施して非常に効果が出ている事業ですので、次年度も引き続き実施するために復活要求をしたいと考えております。

○具志堅教育長

他に質疑はございませんか。

○糸数委員

全て必要であるから予算を要求していると思いますが、ゼロ額査定や大幅に減額査定になっている経費が見受けられます。

予算要求については、財政課からの説明会やヒアリングなどを経て内示が出されるのでしょうか。

○教育総務課長

財政課より当年度の予算編成方針について説明があり、その後に各課で予算を見積もって要求をした後に、財政課と各課とのヒアリングが行われ、それに基づいて1次の内示が出されます。

○糸数委員

限られた財源なので、減額査定もやむを得ないと思いますが、どうしても必要な経費については、しっかりと復活要求をして予算を確保していただきたいと思います。

○具志堅教育長

他にございますか。

委員の皆様へお配りしている当初予算の1次査定後の資料のとおり、財政課の方も基準を設けて査定をしているは承知しておりますが、我々といたしましてもやはりどうしても必要な予算がありますので、その部分についてはしっかりと復活要求をしていきたいと考えております。

復活要求については、事務局内で十分に精査をしたうえで、決定しておりますので配付した資料の内容で財政課との復活要求ヒアリングに臨みたいと思いますのでご了承ください。

なお、今後のスケジュールとしましてはヒアリング後に復活で予算がつくものもあれば、そうでないものもあります。その内容で最終の予算内示が出て議会へ提出する前に市長からもう一度教育委員会の意見を求められます。

しかしながら議会への議案送付日程の都合上、最終の内示後に教育委員会議を開催する暇が

ない状況ですので、教育長の臨時代理により決定してよろしいか確認をいたしたいと思います。  
議案第 10 号令和 5 年度一般会計予算（教育費分）に関する意見の決定についてを採決します。  
お諮りします。本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）  
異議なしと認めます。

したがって、議案第 10 号「令和 5 年度一般会計予算（教育費分）に関する意見の決定について」は、原案のとおり可決されました。

なお、予算に対する教育委員会の意見については、教育長が臨時代理により決定し、その次の教育委員会議にて報告させていただきます。

これで本日の議事日程は終了しました。

その他事項

教育総務より次回令和 5 年第 2 回教育委員会議定例会日程の説明（令和 5 年 2 月 21 日（火）  
15 時開催）

○具志堅教育長

これで、本日の日程は、全部終了しました。

これで会議を閉じます。

以上で、第 1 回 南城市教育委員会議 定例会を閉会します。

平成 5 年 3 月 2 日調整  
南城市教育委員会

議事録署名 儀間朝昭  
作成者 中村良